別記様式第３号の７（第１０条の２関係）

（第１面）

鉄筋工事監理状況報告書

|  |  |
| --- | --- |
| 東広島市長  （建築主事） | 様 |
| 指定確認検査機関 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　工事監理者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　）建築士　　　（　　）登録　　第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　）建築士事務所（　　）知事登録第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号（　　　）　　　－

次のとおり、工事監理の状況を報告します。

なお、この報告書の記載事項は、事実に相違ありません。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 報　　告　　内　　容 | | | |
| 報　　告　　事　　項 | 照合を行った設計図書 | 確認の方法 | 確認の結果 |
| １　材料 | (1) 共通  ア　鉄筋の規格、種類、径及び品質証明  イ　スペーサーの材質、形状及び寸法  ウ　溶接金網の規格、径、網目の形状及び寸法 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| ２　施工 | (1) 圧接継手  ア　圧接技能者、圧接継手管理技士及び鉄筋ガス圧接超音波探傷検査技量資格者の資格  イ　溶接作業における天候条件  降雨及び強風  ウ　圧接端面の平滑処理、面取り及び鉄筋冷間直角切断機の使用  エ　径の異なる鉄筋の圧接  オ　圧接の位置及び隣接する鉄筋の圧接位置との間隔 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| (2) 特殊な継手  ア　機械式継手の工法及び外観  イ　溶接継手の工法、外観及び溶接長さ |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| (3) 配筋  ア　加工の種類、径、長さ及び折り曲げ  イ　あばら筋の加工の形状（接合する部材の寸法の考慮を含む。）  ウ　組立  結束、鉄筋の位置、本数及び最小かぶり厚さ、鉄筋及び主筋の相互の空き、帯筋の間隔、あばら筋の間隔並びに鉄筋の水平度及び垂直度  エ　継手の位置、長さ及び方法  オ　定着の位置、長さ、方法、余長及びフック  カ　貫通孔の補強、開口の補強、打ち継ぎ部の補強及び打ち増し部の補強  キ　スペーサーの形状、位置及び間隔  ク　差し筋の位置及び長さ |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |

（第２面）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 報　　告　　内　　容 | | | | |
| 報　　告　　事　　項 | | 照合を行った設計図書 | 確認の方法 | 確認の結果 |
| ３　試験 | ガス圧接 | |  |  |  |
|  | (1) 共通  ア　外観  ふくらみの形状、寸法、圧接面のずれ、圧接部の折れ曲り、鉄筋中心軸の偏心量、垂れ下がり及び焼き割れ  イ　試験片抜取り試験における内部欠陥  不溶着部  ウ　試験片の抜取り後の処置 |  | Ａ・Ｃ |  |
| (2) (1)により不合格となった圧接部の修正  ア　外観試験の不合格部の修正  イ　試験片抜取り試験による不合格部の修正 |  | Ａ・Ｃ |  |

注　１　この様式は、建築基準法施行規則別記第１９号様式による完了検査申請書又は建築基準法施行規則別記第２６号様式による中間検査申請書の第４面工事監理の状況の表主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む。）の種類、品質、形状及び寸法の項及び主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等の項に記載すべき事項を含む報告書とします。

２　完了検査申請書にこの報告書を添付する場合は、特定工程に係る建築物にあっては、直前の中間検査までの工事監理の状況については、記載しないでください。

３　具体的な確認の方法は、工事監理について国土交通省が作成したガイドライン等を参照してください。

４　該当がない項目については、記載は不要です。

５　「照合を行った設計図書」の欄は、建築基準法施行規則第１条の３に掲げる図書及び書類のうち、工事監理において照合に用いたものを記載してください。

６　「確認の方法」の欄は、次に掲げる記号のうち該当するものを○で囲んでください。なお、Ｃに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載することとし、その書類は、検査の際に確認する場合があるため、現場に備え置いてください。

Ａ　目視又は試験による立会確認

Ｂ　計測等による立会確認

Ｃ　自主検査記録、施工記録、測定記録、材料搬入報告書、工事写真、資格証明書、施工図、試験成績書等による確認

７　「確認の結果」の欄は、「適」又は「不適」のいずれかを記載することとし、「不適」を記載する場合には、建築主に対して行った報告の内容も併せて記載してください。なお、工事施工者が注意に従わなかった場合は、「不適」を記載してください。

８　市長又は建築主事から建築基準法第１２条第５項の規定による工事監理状況報告書（別記様式第３号）の提出の求めがあったときは、この報告書の添付及び検査の際の書類の備置きは要しません。

９　不用の文字は、消してください。